

標準保証拡張G6(動産総合保険付)

拡張保証規定


必ず内容をご確認ください。別冊
「保証規定&修理に関するご案内」と合わせて、大切に保管してください。

「標準保証拡張G6（動産総合保険付）」をご購入のお客様へ

このたびは、当社の製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。
「標準保証拡張G6（動産総合保険付）」に基づく修理のご依頼に関しては、以下の窓口までお問合せください。

法人のお客様 ビジネスPC修理受付センター フリーコール 0120-00-8283
 受付時間：月～金曜日 9：00～18：00
 （国民の祝日、日本電気株式会社規定の休日12月29日～1月3日、4月30日～5月2日を除く）
 携帯電話、PHS、もしくはIP電話など、フリーコールをご利用いただけないお客様はこちらの番号へおかけください。0570-064-211（通話料お客様負担）

SOHOのお客様 121コンタクトセンター フリーコール 0120-977-121
 受付時間：9：00～19：00（年中無休）
 携帯電話・PHS・IP電話など、フリーコールをご利用いただけないお客様は電話番号（通話料お客様負担）0570-000-121（ナビダイヤル）または03-6670-6000へおかけください。
 ※サービス内容等は予告なく変更させていただく場合がございます。
 最新の情報は <https://support.nec-lavie.jp/121cc/> にてご確認ください。
 ※システムメンテナンスのため、サービスを休止させていただく場合があります。



本「標準保証拡張G6（動産総合保険付） 拡張保証規定（3年間、4年間または5年間翌営業日出張修理サービス）」は、本規定に定める範囲で当社の製品を無料で修理することをお約束する書類ですので、製品に添付された保証書および別冊「保証規定&修理に関するご案内」と合わせて、大切に保管ください。
 また、サービスの修理依頼を行う窓口の連絡先を記載したラベルを対象機器に貼り付けて出荷しておりますので、はがれないようにご注意ください。

—— 標準保証拡張G6（動産総合保険付）保証規定（3年間、4年間または5年間翌営業日出張サービス） ——

第1条（本規定の適用など）

- NECパーソナルコンピュータ株式会社（以下「当社」といいます）は、本規定に定める条件により、別冊「保証規定&修理に関するご案内」に記載されている保証規定（以下「保証規定」といいます）第3条で定める対象機器について、3年間、4年間または5年間の動産総合保険付の電話診断付引取修理サービス（以下「本サービス」といいます）をお客様に提供いたします。
- 保証規定に定める用語は、他に別段の定めのない限り、本規定においても同じ意味を有するものとします。

第2条（本サービスの内容）

1. 出張修理

本サービスは、お客様が日本電気株式会社または販売店からお買い上げいただいた対象機器の故障について、「NECビジネスPC修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」（以下「コールセンター」といいます）または販売店にご連絡をしていただいた場合に、コールセンターが電話にてお客様から稼働状況をうかがいながら簡単な切り分け診断を実施し、故障の原因を特定し、その故障を解決・回避する為のアドバイスを行い、当社が必要と判断した場合に翌営業日以降に技術員を派遣し、故障が発生した故障部品を交換する「出張修理サービス」を実施するものです。また、ディスク返却不要サービスを申し込まれた場合、当社が交換したディスクをお客様にお渡しいたします。
 なお、対象機器に故障が発生した場合であって、当該対象機器に同梱されているマウス、キーボード等のビジネスPC用純正拡張機器のお客様ご自身による代替品交換が可能と当社が判断した場合には、お客様に当該代替品を届ける事により対応させていただきます。この場合は、お客様ご自身による交換により取り外した対象機器を当社に返却していただきます。

2. 動産総合保険

本サービスは、動産総合保険により、第3条に定める条件により災害や不慮の事故によって、対象機器が破損または損傷した場合に、第3条に定める補償限度額まで翌営業日出張、または引取修理いたします。なお、破損または損傷の状態により修理困難であると当社が判断した場合、出張修理にかえて当社が指定する機種（補償限度額と同等価格品）と交換いたします。また、対象機器お預かり後にお客様より修理の依頼をキャンセルされた場合、所定の診断料をご負担いただきます。

サービス内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
保証 サービス	動産総合保険	【無償】 標準保証 (Jシリーズ)			【定額料金】 標準保証拡張G6 (動産総合保険付) [4年間翌営業日出張修理]	【定額料金】 標準保証拡張G6 (動産総合保険付) [5年間翌営業日出張修理]
	引取修理	【無償】 標準保証 (Jシリーズ)			【定額料金】 標準保証拡張G6 (動産総合保険付) [3年間翌営業日出張修理]	【定額料金】 標準保証拡張G6 (動産総合保険付) [4年間翌営業日出張修理]
	翌営業日出張修理 (電話診断付き)	【無償】 標準保証			【定額料金】 標準保証拡張G6 (動産総合保険付) [3年間翌営業日出張修理]	【定額料金】 標準保証拡張G6 (動産総合保険付) [4年間翌営業日出張修理]

※ディスプレイは動産総合保険対象外です。

第3条（動産総合保険の条件）

当社は対象機器につきまして、動産総合保険により以下の通り保証いたします。動産総合保険は当社がお客様に代わり契約者となり三井住友海上火災保険株式会社と締結します。なお、以下の補償は日本国内で発生した事故による損害のみ有効です。

1. 保証される事象

- ・ 天災による装置の破損、損傷
- ・ 洪水・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・雷によるもの。ただし、地震・噴火に起因するものは除外されます。
- ・ 取扱い不注意による装置の破損、損傷・落下や水こぼしなどによる急激かつ偶然な外因の事故によるハードウェア障害または損害。ただし、故意または重大な過失によるものは除外されます。
- ・ 争議・爆発・火災によるもの。ただし、戦争・暴動・その他の事象によるものは除外されます。火災の場合は消防署発行の罹災証明書が必要です。なお、火災などによる焼失により現物が確認できない場合は除外されます。

2. 補償金額

動産総合保険により補償される修理料金については、下表のとおり補償限度額が設けられております。購入金額確認のため、対象機器の購入金額および型番が記載された書類の保管が必要となります。

	保証年度別				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
補償限度額	対象機器購入金額の100%まで 不明の場合は 90,000円まで	対象機器購入金額の82%まで 不明の場合は 74,000円まで	対象機器購入金額の64%まで 不明の場合は 58,000円まで	対象機器購入金額の50%まで 不明の場合は 45,000円まで	対象機器購入金額の45%まで 不明の場合は 40,500円まで

3. 修理困難時の対応

修理ができないと当社が判断した場合、当社の判断により、代替機として当社指定の当社製PCと交換させていただきます。なお、お客様による交換PCの機種指定はできません。また、交換PCにつきましては、本サービスは付属しません。ただし、代替機との交換において、「保証年度別 補償限度額」に基づく代替機の交換ができない場合、お客様が次のいずれかを選択できるものとし、本サービス期間中であってもこれにより本サービスは自動的に終了となります。また、お客様が次のいずれも選択しない場合には、対象機器を現状のままお客様に返却し、これにより本サービスは自動的に終了となります。なお、お客様による代替機の機種指定はできません。

[1] 対象機器の修理費限度額の範囲内において修理を実施する。

[2] 提供可能な代替機の価格から本規約「修理費限度額」を差し引いた金額をお客様が負担し交換する。

4. 動産総合保険対象外の事象

- ・ 対象機器の自然消耗、摩滅、経年変化による劣化、変質、腐敗、さび、むれ、変色などによる故障または損害。
- ・ 使用上支障のない外観上のキズ、症状のない不良など。
- ・ 液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯または使用に伴う経年変化としてこれらの事象が生じる場合。
- ・ お客様または第三者の不適切な使用または取扱いにより生じた故障または損害。
- ・ 当社が定める対象機器の設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障または損害。
- ・ ソフトウェアに起因する故障または損害。
- ・ ウイルスなどによる機能障害。
- ・ 対象機器以外の機器（ディスプレイ含む）の故障または損害。
- ・ 対象機器以外の機器に起因する故障または損害。
- ・ 対象機器の改造などによる故障または損害。
- ・ 対象機器の仕様またはソフトウェアの仕様起因する修理不可能な故障または損害。
- ・ 当社以外に修理を申し込まれた場合。
- ・ お客様のデータのバックアップ、セットアップ、設定または復旧作業。
- ・ 盗難、紛失、置き忘れ、詐欺、横領などによる故障または損害。
- ・ 地震または噴火に起因する故障または損害。
- ・ 対象機器の現物確認ができない場合。
- ・ 戦争、外国による武力行使、暴動、テロ行為などによる故障または損害。
- ・ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射能、爆発性その他の有害物質による事故に起因する故障または損害。
- ・ 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使に起因する故障または損害。
- ・ 日本国外で発生した故障または損害。
- ・ 衝撃や振動が加わる場所での使用に起因する故障または損害。
- ・ お客様の故意または重大な過失による故障または損害。

第4条（本サービス期間と保証年度区分）

1. 当社は、次に定める期間において本サービスを提供します。

対象機器を日本電気株式会社または販売店でご購入した日から本規定の表紙に貼り付けられたシール部に記載の期間が終了するまで。

2. 前項の定めにかかわらず、対象機器の購入日が明記された書類など（例：対象機器購入時の納品書、領収書など）により対象機器の購入日が当社にて確認できない場合、対象機器に添付された保証書の保証期間欄に記載の年月に基づき本サービスの開始日を修正させていただく場合があります。

3. 保証年度区分は下表のとおりです

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
対象機器の購入日より 1年未満	対象機器の購入日より 1年以上～2年未満	対象機器の購入日より 2年以上～3年未満	対象機器の購入日より 3年以上～4年未満	対象機器の購入日より 4年以上～5年未満

第5条 (保険付保の承認など)

1. 動産総合保険を利用した補償適用のため、お客様を被保険者とする動産総合保険を当社が契約者となり三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社とする保険契約を対象装置に付することを承認していただきます。なお、当該保険内容の決定、締結履行、保険金請求手続その他は当社が行い、お客様は保険金請求権を当社に譲渡するものとします。お客様が動産総合保険を利用した修理をご希望される場合には、三井住友海上火災保険株式会社(代理店含む)に対して、保険金請求および受領等に関する一切の権限を当社に委任する旨の委任状を提出していただきます。なお、お客様が当該委任状を三井住友海上火災保険株式会社(代理店含む)にご提出いただけない場合、動産総合保険は適用されません。
2. 動産総合保険の補償適用に際し、コールセンターはお客様に対し、保険金請求のためお客様の名前、事象発生場所、発生状況を確認させていただき、当該確認させていただいた情報を三井住友海上火災保険株式会社(代理店含む)に提供させていただきます。また、確認としてお客様先で故障状況の写真を撮影させていただきます。なお、これにご協力いただけない場合、お客様は動産総合保険を利用した補償を受けることができません。

第6条 (本サービスにおける訪問日)

1. コールセンターにて、ご連絡いただいた当日の15時までに出張修理対応が必要と当社が判断した故障に限り、当日を基準日とし、対象地域毎に次に定める日をめやすとして技術員がうかがいます。また、訪問時間、修理開始時間の指定はお受けできません。現地到着時間は、お客様と技術員との調整により決定いたします。なお、18時を越える作業についてはお受けできません。

・翌営業日出張修理地域：日本全国(離島を除く)

離島については、別途訪問日時をご相談させていただきます。

2. 前項の定めに関わらず、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の関係で前項に定める訪問日時までにお伺いできない場合があります。また、一部地域については、コールセンターでの受付時間により、必要な修理部品の入手が間に合わない場合もあります。これらの事情により、前項の訪問日時はあくまでも目安とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第7条 (お客様の負担する費用)

お客様は、本サービスを行うために当社の技術員が船舶、飛行機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要があると当社が判断した場合、これにかかる交通費、宿泊費および日当の費用を負担するものとします。

第8条 (出張および引取修理時の注意事項)

お客様は、出張修理を依頼されるにあたり、あらかじめ次に定める事項について承諾いただくものとします。

1. お客様は、本サービスの提供を行うために当社の技術員が対象機器の設置場所に入ることを認めるとともに、該当技術員が本サービスに掛かる作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
2. 本サービスの履行のために必要なディスプレイはお客様にご用意いただき、当社は当該ディスプレイを無償で本サービス提供のために必要な範囲で使用できるものとします。
3. 技術員が対象機器の故障内容の原因特定の作業を行う際に、お客様に何らかの作業を行っていただく場合があります。
4. お客様の起因による再訪問が発生した場合、2回目以降の出張には別途費用がかかります。

第9条 (本サービスの終了)

第4条第1項の定めにかかわらず、次の場合本サービスは終了するものとします。

1. 第三者に対象機器を譲渡したとき。
2. 盗難などにより対象機器を消失したとき。
3. 対象機器に不当な改造をしている場合。
4. 第3条第3項に基づき対象機器の代替機の提供を受けた場合。

第10条 (その他の諸条件)

本規定に定める以外の条件につきましては、保証規定の内容に従います。

第11条 (修理約款)

お客様の義務、権利の譲渡、本サービスの失効、再委託、秘密保持、個人情報の取り扱い、本サービス内容の変更、規約変更、責任の制限、合意管轄につきましては、「NECパーソナル製品修理約款」の内容に準拠いたします。詳細は以下の当社ホームページを参照願います。

<https://support.nec-lavie.jp/navigate/support/repair/stipulation/index.html>

